

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 6 月29日

【会社名】 宮越ホールディングス株式会社

【英訳名】 Miyakoshi Holdings , Inc .

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 宮越 邦正

【本店の所在の場所】 東京都大田区大森北一丁目23番 1 号

【電話番号】 03-3298-7111

【事務連絡者氏名】 常務取締役 板倉 啓太

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区大森北一丁目23番 1 号

【電話番号】 03-3298-7111

【事務連絡者氏名】 常務取締役 板倉 啓太

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当7,740,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年3月23日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、平成30年6月28日開催の定時株主総会において第三者割当増資による新株式発行の件につき承認が得られたこと並びに平成30年6月29日に有価証券報告書(第7期事業年度)及び臨時報告書を提出したことに伴い、これらに関連する事項その他の事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書(以下「本訂正届出書」といいます。)を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 株式募集の方法及び条件

(2) 募集の条件

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

b 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三部 追完情報

1. 資本金の増減

2. 事業等のリスクについて

3. 臨時報告書の提出について

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<訂正前>

<前略>

- (注) 1 平成30年3月23日(金)開催の取締役会決議によるものであります。なお、本第三者割当増資による新株式の発行については、平成30年6月28日開催予定の当社第7回定時株主総会における議案の承認(特別決議)を条件としております。

<後略>

<訂正後>

<前略>

- (注) 1 平成30年3月23日(金)開催の取締役会決議によるものであります。なお、本第三者割当増資による新株式の発行については、平成30年6月28日開催の当社第7回定時株主総会における議案の承認(特別決議)を条件としており、当該定時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案は、原案通り承認可決されました。

<後略>

2 【株式募集の方法及び条件】

(2) 【募集の条件】

<訂正前>

<前略>

- (注) 3 申込みの方法は、本届出書の効力が発生し、かつ、平成30年6月28日開催予定の当社第7回定時株主総会において本第三者割当増資に関する議案が承認された後、割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとします。

<訂正後>

<前略>

- (注) 3 申込みの方法は、本届出書の効力が発生し、かつ、平成30年6月28日開催の当社第7回定時株主総会において本第三者割当増資に関する議案が承認された後、割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとします。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

3 【発行条件に関する事項】

<訂正前>

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<前略>

当社は、当社株式の1ヶ月間における終値の単純平均値を基準とする上記発行価格は、上記のとおり当社の企業価値を公正に反映したものであると考えておりますが、上記発行価格による本第三者割当増資の実行は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に照らせば、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額による発行に該当すると判断される可能性も否定できないことから、慎重な手続を経る観点から、平成30年6月28日開催予定の当社第7回定時株主総会に本第三者割当増資に関連する議案を上程し、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを、本第三者割当増資による新株式の発行の条件としております。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

<前略>

このように、本第三者割当増資により可能となる当社グループの不動産開発事業及び不動産賃貸管理事業の拡大を通じ、中長期的には、企業価値が向上し、本第三者割当増資による希薄化を上回るEPS（1株当たり純利益）が上昇することが見込まれます。そのため、当社としては、本第三者割当増資による株式の希薄化は合理的な範囲であると判断しておりますが、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認に係る手続きとして、平成30年6月28日開催予定の当社第7回定時株主総会に、本第三者割当増資に関連する議案を上程し、株主の皆様の承認を得ることを本第三者割当増資の実施の条件としております。

<訂正後>

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<前略>

当社は、当社株式の1ヶ月間における終値の単純平均値を基準とする上記発行価格は、上記のとおり当社の企業価値を公正に反映したものであると考えておりますが、上記発行価格による本第三者割当増資の実行は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に照らせば、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額による発行に該当すると判断される可能性も否定できないことから、慎重な手続を経る観点から、平成30年6月28日開催の当社第7回定時株主総会に本第三者割当増資に関連する議案を上程し、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを、本第三者割当増資による新株式の発行の条件としております。なお、当該定時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案は、原案通り承認可決されました。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

<前略>

このように、本第三者割当増資により可能となる当社グループの不動産開発事業及び不動産賃貸管理事業の拡大を通じ、中長期的には、企業価値が向上し、本第三者割当増資による希薄化を上回るEPS（1株当たり純利益）が上昇することが見込まれます。そのため、当社としては、本第三者割当増資による株式の希薄化は合理的な範囲であると判断しておりますが、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認に係る手続きとして、平成30年6月28日開催の当社第7回定時株主総会に、本第三者割当増資に関連する議案を上程し、株主の皆様の承認を得ることを本第三者割当増資の実施の条件としております。なお、当該定時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案は、原案通り承認可決されました。

第三部 【追完情報】

<訂正前>

1. 資本金の増減

<中略>

2. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の第6期有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」)といいます。)の提出日以降、本届出書提出日(平成30年3月23日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業のリスク」について生じた変更及び追加事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本届出書提出日(平成30年3月23日)現在において、その判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

3. 臨時報告書の提出について

<中略>

<訂正後>

「1. 資本金の増減」の全文削除

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の第7期有価証券報告書の提出日以降、本訂正届出書提出日(平成30年6月29日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業のリスク」について生じた変更及び追加事項はありません。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本訂正届出書提出日(平成30年6月29日)現在において、その判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

中略部分を以下のとおり差し替え

下記「第四部 組込情報」に記載の第7期有価証券報告書の提出日以後、本訂正届出書提出日(平成30年6月29日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

平成30年6月29日 関東財務局長に提出の臨時報告書

1 提出理由

平成30年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として宮越邦正、板倉啓太の2氏を選任するものであります。

第2号議案 第三者割当による新株式発行の件

第三者割当により新株式の発行を行うものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 及び賛成(反対) 割合(%)
第1号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)2名選任の件					
宮越邦正	267,330	1,359	-	(注)1	可決 99.49
板倉啓太	267,336	1,353	-		可決 99.49
第2号議案 第三者割当による新 株式発行の件	265,817	2,872	-	(注)2	可決 98.93

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

第四部 【組込情報】

<訂正前>

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書及びその添付書類	事業年度 (第6期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書及びその添付書類	事業年度 (第7期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月14日 関東財務局長に提出

<後略>

<訂正後>

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書及びその添付書類	事業年度 (第7期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月29日 関東財務局長に提出
-----------------	---------------	-----------------------------	-------------------------

<後略>

以上

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 6月28日

宮越ホールディングス株式会社
取締役会 御中

興 亜 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 武 田 茂
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 柿 原 佳 孝
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている宮越ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宮越ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年3月23日開催の取締役会において、第三者割当により新株を発行することを決議し、平成30年6月28日開催の定時株主総会において承認可決している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成29年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成29年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、宮越ホールディングス株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、宮越ホールディングス株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 6月28日

宮越ホールディングス株式会社
取締役会 御中

興 垂 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 武 田 茂
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柿 原 佳 孝
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている宮越ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宮越ホールディングス株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年3月23日開催の取締役会において、第三者割当により新株を発行することを決議し、平成30年6月28日開催の定時株主総会において承認可決している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成29年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成29年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。